

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG（第4回）

議事録

日時：平成27年12月10日（木） 10：00～11：40

場所：経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室

議題：

- (1) ガスシステム改革保安対策WGの中間的整理（案）について
- (2) その他

○大本ガス安全室長 それでは、定刻も過ぎましたので、ただいまから「第4回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG」を開催いたします。

議事進行につきましては、倉渕座長によりしくお願いいたします。

○倉渕座長 おはようございます。今回は、「大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担」や「消費機器調査・周知の実施体制」と「監督者・従事者への教育・訓練の在り方」などにつきまして御審議いただきました。本日は、これまで計3回行いましたWGでの審議を踏まえた「中間的整理（案）」について御審議いただきます。審議に当たり委員の皆様の御協力を、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 本日はWGの定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、配付資料の確認をいたします。「座席表」、「議事次第」、その後「配付資料一覧」で、その後に資料1の「委員名簿」資料2「ガスシステム改革保安対策WG中間的整理（案）」、また資料3のパワーポイントの「ガスシステム改革保安対策WG中間的整理（案）の概要」、資料1～3までございます。資料に不備等がございましたら、議事進行中でも結構ですので、お知らせください。

○倉渕座長 それでは、議事に入ります。議題は「ガスシステム改革保安対策WG中間的整理（案）」です。これまでの議論の取りまとめ案について審議いたします。始めに事務局から説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料2と資料3を御覧いただければと思います。資料2が74枚ものの「中間的整理（案）」、それを簡略化したパワーポイントの「概要」ということで御覧いただければと思います。

まずパワーポイントの資料3でございますが、1ページ目に、これまでの審議ということで、左側にワーキンググループのメンバーを書かせていただいております。また、これまでの検討ということで、第1回目が7月30日に「消費機器の調査・周知の実施体制」、また「消費機器に係る自主保安活動」、第2回目、9月のWGでは「ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担」、また「内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力」、また「小売全面自由化後の事故報告の在り方」、「協力勧告対象となる公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」につきましてご審議いただきました。第3回（前回）につきましては、11月に「大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担」、また「消費機器の調査・周知の実施体制と監督者・従事者への教育・訓練」、「開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用」、「旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制」、また「危険発生防止周知の手法」、「小売供給開始時における開栓に関する保安措置」、それで本日、第4回目ということで「中間的整理」となっております。

資料2を御覧いただければと思います。また、パワーポイントにつきましては、3ページ～7ページに該当します。資料2を説明させていただきます。まず1つ目ということで「ガスシステム改革後の保安規制に関する検討背景」でございます。

1. の「検討の背景」でございます。ガスシステム改革を踏まえた保安規制につきましては、本年2月に報告書として取りまとめを行っております。これを受け、本年6月に成立した改正ガス事業法では、ガスの小売全面自由化後の保安規制として本報告書の内容に即した改正を行っております。

2. に「主な保安規制の内容」ということで、2つ目パラグラフの、改正法における保安規制ということで、今後も保安水準の維持・向上を前提に、これまでの小売の地域独占を撤廃し、登録を受けた事業者による小売事業の新規参入が可能となること、「一般ガス事業者」、「簡易ガス事業者」といった区別がなくなり、一般ガス導管事業者、ガス小売事業者、ガス製造事業者といったライセンス制に移行するという必要な見直しを行っております。

3ページを御覧ください。（1）ということで「保安義務に関する責任主体の見直し」でございます。導管網の保安、また需要家が保有する内管保安、緊急時対応に関する義務につきましては、従来の都市ガス事業者などのガス導管事業者に課すとともに、総括原価方式を維持し、保安に必要な投資を確保することとしております。

さらに消費機器の調査・危険発生防止の周知に関する義務を、需要家と接点の多いガス小売事業者に課すこととしてございます。

それが<参考 I - 2>の表のとおりになっており、<参考 I - 3>の左側が現行、右側が全面自由化後となってございます。

(2) は「ガス事業者の連携・協力義務の法定」でございませう。

保安責任主体がガス導管事業者とガス小売事業者に別れることとなりますが、特に災害時における的確な対応を行うためには、それぞれの業務の役割の垣根を超えて協働する体制の構築が重要となります。そこで改正法において、災害時も含めた「公共上の安全の維持又は災害の発生の防止」に関するガス事業者間の連携・協力について、全てのガス事業者に義務を課すこととしてございませう。

続いて4ページの(3)の「保安業務規程」制度の新設でございませう。

今般の法改正においては、新規参入者を含むガス小売事業者に対して、適正な消費機器の調査・周知の実施を担保するために、保安業務に関して「保安業務規程」を作成する制度を創設してございませう。具体的には、「ガス小売事業者は、事業開始前に経済産業大臣に保安業務規程を届けること」とし、その内容が「消費機器の調査・周知の適正な実施を確保するために必要があると認めるときには、経済産業大臣が、その内容の変更を命ずることができる」としてございませう。また、消費機器の緊急時対応はガス導管事業者が担うことから、ガス小売事業者に加えてガス導管事業者に対しても「保安業務規程の作成義務を課すこと」としてございませう。

(4) の「ガス工作物を所有又は専有する需要家の責務規定の新設」でございませう。

需要家資産である内管につきましては、今般の改正後もガス導管事業者が引き続き技術基準適合維持義務などの保安責任を担うこととなりますが、需要家にも一定の責務を求めべきとの観点から、法改正において「当該ガス工作物の所有者又は占有者」の責務規定を新設することとしてございませう。

具体的には、<参考 I - 4>の表でございませうが、所有者又は占有者に関してのガス事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。②の真ん中でございませうけれども、ガス事業者の保安業務に協力しなければならない。また、その保安業務に協力しない場合、また公共の安全上特に重要なガス工作物である場合には、経済産業大臣による協力勧告が規定してございませう。

3. の「ガス安全小委員会報告書において今後検討することとされた課題」でございませう

す。今回の法律成立後のガス安全小委員会では、改正法により創設した保安業務規程、報告制度などの新設された規定の詳細を含めて、法施行に向けて詳細を検討していく必要があるとしてございます。

続いて5ページ、6ページが抜粋ということで、特に〈参考Ⅰ－5〉については2月の報告書の抜粋、〈参考Ⅰ－6〉については、今年6月の資料についての抜粋でございます。

続いて7ページを御覧いただければと思います。「Ⅱ．ガスシステム改革後の保安規制に関する詳細設計」のところでございます。パワーポイントにつきましては、9ページに該当いたします。ⅡのⅠ．ということで「ガス事業者間の連携・協力関係」、Ⅰ．で「ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について」でございます。

(1)の「現行制度の概要」でございますが、7ページ下に、緊急時対応の主なフローを示してございますけれども、上流のガス工作物から下流の消費機器まで一貫してガス事業者が緊急時対応を行うこととしてございます。

続いて8ページの〈参考Ⅱ－2〉で、その緊急時対応のイメージ、左側が現場出動している写真、右側に修理をしている写真をつけさせていただいています。

(2)の「見直しの必要性」です。今般の法改正によって、緊急時対応については、ガス導管事業者が一元的に対応することとなります。他方、需要家と接点を有するのはガス小売事業者であり、ガス導管事業者が有効な緊急時対応を行うためには、ガス小売事業者との連携・協力が不可欠となります。

(3)の「論点」でございますが「緊急時におけるガス小売事業者の連携・協力」でございます。9ページの(イ)以下について、ガス小売事業者の役割を明確化するということでございます。(イ)については、「緊急時対応に関するガス導管事業者の受付窓口等の周知」でございます。

2つ目のパラグラフですが、そこで、ガス小売事業者は需要家に対して供給開始時や定期的に行う周知を通じて、ガス導管事業者があらかじめ確認した内容で、ガス導管事業者の緊急受付窓口を知らしめることとする。また、その際には、緊急時受付窓口とともにガス小売事業者の一般的な相談窓口等を一緒に周知することとしております。

また、実際にガス漏れが生じた場合において、需要家に緊急時受付窓口への通報を促す措置をとることが必要と。さらにガス小売事業者が適切に当該措置を実施するために、当該相談窓口の従事者に対して、保安に係る基本的事項について、ガス小売事業者が教育を実施することが適当であるとしてございます。

(ロ)の「需要家の消費機器の設置状況等に係る情報提供」でございます。ガス導管事業者が、有効に応急措置を行うためには、消費機器・警報器の設置状況など、応急措置に有効な消費機器等に関する情報を把握しておくことが必要であります。そのため、需要家の承諾のもと、消費機器調査の結果をガス導管事業者へ通知することとしており、緊急時対応に有益な情報に関して、使用目的を限定した上でガス導管事業者へ提供することが必要であるとしてございます。

10ページの(ハ)の「マイコンメーター作動時の復帰方法等の措置に係る協力・教育」でございます。2つ目のパラグラフで、需要家からガス導管事業者の緊急受付窓口へ通報があった場合は、ガス導管事業者から需要家に当該協力を求めることが考えられますが、仮に需要家から小売事業者の相談窓口へ通報があった場合には、小売事業者から需要家に協力を促すことが必要である。さらに、ガス小売事業者が、その業務委託先も含めガス漏れの事態を覚知した場合には、マイコンメーター作動による供給遮断を解除する場合の復帰操作等の措置を実施することが必要であるとしてございます。

11ページに移らせていただいて、また、ガス小売事業者が適切に当該措置を実施するために教育等を実施することが適当ということで、また、ガス小売事業者が教育を開始するに当たっては、必要に応じてガス導管事業者はガス小売事業者へ当該教育への協力を行うことが適当であるとしてございます。

(二)の「緊急時におけるガス導管事業者・需要家との連絡体制の確立」でございます。ここにつきましては、ガス導管事業者が緊急時に行うに際しても、需要家との調整が必要となる場合において、需要家と契約関係にあるガス小売事業者の担当者が窓口となって苦情・問い合わせに対処することが必要である。なお、苦情・問い合わせについては、必要に応じて可能な限りガス導管事業者とともに対処することとしてございます。

(ホ)の「消防・警察等の防災関係機関との連携」でございます。緊急時対応につきましては、ガス導管事業者が一義的に対応することとなりますが、火災事故等が発生した場合など、ガス小売事業者に対して立ち会いの協力要請がなされた場合には、ガス導管事業者と連携して対応することが必要であるとしてございます。

(ヘ)の「緊急時対応に備えた需要家との契約」でございます。12ページの3目のパラグラフですが、そこで、ガス小売事業者と需要家との小売供給契約の中で確実に担保するために、以下の事項に関してガス導管事業者とガス小売事業者の託送供給約款の記載事項とし、その旨、需要家との契約に盛り込み、需要家の承諾を取りつけることをガス小売事

業者に求めることとする。「緊急時対応において生じる需要家の損害への対応等」、13ページの下の方、○のところでございますが、「緊急時対応に関する需要家の協力」、14ページの、「緊急時対応を行うための需要家敷地内への立入り」、こういうことを行うということでございます。また、「消費機器調査結果などの情報に関するガス導管事業者への提供」、これも同意を得るということでございます。

②の「緊急時対応におけるガス導管事業者の対応及び連携・協力」でございます。15ページに移らせていただいて、2行目の最後、あらかじめガス導管事業者とガス小売事業者の双方で合意した需要家については、通報受付時点でガス小売事業者に連絡することとする。大規模施設等については、必要に応じて、事前にガス導管事業者とガス小売事業者の双方で合意した需要家については、通常時において緊急時の対処方針を取り決めておくことが望ましいとしてございます。

③の「緊急時対応に関する保安業務規程の記載」で（イ）の「ガス導管事業者に関する内容」でございます。ガス導管事業者は、内管・消費機器に係る緊急時対応に関して、保安業務規程の記載事項とするよう施行規則に定めることとするとしてございます。

（ロ）の「ガス小売事業者に関する内容」でございます。ガス小売事業者の作成する保安業務規程においても、消費機器の調査・周知に関する事項に加えて、ガス小売事業者が行うべき必要な措置として、ガス導管事業者の行う内管・消費機器に係る緊急時対応に関する連携・協力を記載事項とするよう施行規則に規定することとする。これにより、託送供給約款などとともに緊急時に係る連携・協力の実効性を担保することとしてございます。

続いて16ページ、2. の「大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について」でございます。パワーポイントにつきましては、10ページ～12ページでございます。

16ページの（1）の「検討の背景」でございます。

<参考Ⅱ-4>、先ほどの1. が緊急時でございましたけれども、今回は大規模災害でございます。（2）の「現行制度の概要」でございます。下のパラグラフで、現在の一般ガス事業者は、平常時から参集基準を定め、大規模災害発生時には従事者が参集し、対策本部を設置することとしてございます。対策本部のもと、平常時の「導管部門」、「小売部門」、「一般管理部門」といった組織を「導管対策隊」と「顧客対策隊」といった特別な組織に編成し、対策本部長の一元的な指揮命令系統により対処している実態がございます。

その実態が<参考Ⅱ-5>の、左側が平常時、右側が大規模災害時の特別組織となっております。 「初動対応」ということで、（イ）の「供給停止の判断・実施（「導管対策

隊))」でございます。大規模災害が発生した場合には、二次災害を防止することが必要でございます。大規模災害によって面的に被害が発生した場合には、導管対策隊は速やかに状況を把握し、ブロックごとに「供給停止区域」となる判断を行い、ガバナ遮断により迅速な遮断を行うこととなります。

これにつきましては、次の18ページの<参考Ⅱ-6>で、「大規模災害発生時における代表的な業務フロー」ということで、地震が発生した際に、まず被害地域の特定、その際に第1次の供給停止判断、また、災害の程度・広がりの確認をした上で、第2次緊急停止判断をする。緊急停止した場合は、その区域が「供給停止区域」になります。供給継続をした場合には、「供給継続区域」ということで、それぞれ役割が違ってきております。まず、「供給継続区域」の(ロ)でございます。初動対応においては、導管部門の要員は、基本的には優先して現場に出動し、ガス漏れ等の緊急時対応に専念して対処するとしてございます。さらに、「導管対策隊」は、重要なガス設備について巡視点検し、健全性を早期に確認することとしているところでございます。

また、「供給継続区域」においては、マイコンメーターが作動し、広い範囲で遮断が発生するために、需要家からガスが出ないといった問い合わせが急増することとなります。

このため、電話による苦情・相談や、マイコンメーター復帰問い合わせに対応するためには、小売部門による一般電話受付体制を強化し、「顧客対策隊」として当該対応を実施してございます。

19ページの<参考Ⅱ-7>は、「東日本大震災における東京ガスの初動対応状況」でございます。特にマイコンメーターの遮断につきましては、震度5強ということで、約300万件、推定でございますが遮断しており、マイコンメーター復帰出動件数が、約9万件という実態がございます。また「現行制度における大規模災害時の初動対応の実施イメージ」ということで<参考Ⅱ-8>に写真をつけさせていただいております。

②の「供給停止区域」の復旧対応（供給停止を伴う場合のみ）」でございます。(イ)の「復旧計画の策定、復旧作業（「導管対策隊）」」でございます。

大規模災害の発生から一定期間経過し、二次災害の発生するおそれが低減した後は、可能な限り速やかにガスの供給を再開することが重要となります。そこで「導管対策隊」は、本支管からガスメーターまでの導管網に対して、面的な復旧に取り組むこととなります。

「導管対策隊」は、復旧計画を策定し、様々な対応について決定をしていくこととなります。

20ページに移らせていただいて、上の2行目でございますが、具体的な復旧計画を策定するなど、具体的な作業に当たることとなっております。

(ロ)の「保安閉開栓、移動式ガス発生設備の維持・運用(「顧客対策隊」)」でございます。「導管対策隊」による復旧作業に当たっては、作業前に一度メーターガス栓を閉止した上で実施することが必要になります。また、全ての需要家宅を訪問し、灯内内管に対するガス漏えいの検査や消費機器における給排気設備の異常の有無の確認など、ガスが安全に使用できる状態を確認の上、開栓することが必要となります。

そうした場合には、「顧客対策隊」が対策本部からの指示を受けて復旧対策の前後にメーターガス栓の閉開栓を行うこととしてございます。

21ページの<参考Ⅱ-9>で、復旧対策の業務フローをつけさせていただいております。<参考Ⅱ-10>で、復旧作業のイメージの写真をつけさせていただいております。

③の「被災区域外におけるガス事業者の救援」でございます。

東日本大震災のような非常に大規模な災害が発生した場合には、被災区域外のガス事業者が救援活動を行っている実態がございます。2つ目のパラグラフで、具体的には、一般社団法人日本ガス協会が「救援措置要綱」を作成しており、相互に一般ガス事業者が救援する業界ルールを定めてございます。

22ページの<参考Ⅱ-11>に、被災区域外のガス事業者の応援実績を挙げさせていただいております。(3)の「見直しの必要性」でございます。

現行制度における大規模災害時の対応は、導管や小売部門といった社内組織が、平常時の役割を超えて連携・協力を行っているという実態が存在しており、法改正の施行後においても、こうした連携を行うことが二次災害防止や早期復旧の観点から重要であります。

今般の法改正後においては、緊急時対応や大規模災害時対応に関しては、ガス導管事業者が行うこととなります。一番下のパラグラフで、この点、先ほど申し上げた改正ガス事業法163条では、全てのガス事業者に対して、相互に連携し協力しなければならない義務を課したところでございます。

23ページの(4)の「論点」、①として、今回の、大規模災害時における連携・協力の内容について、まず導管事業者が担う役割ということで(イ)以下を挙げさせていただいております。まずは(イ)の「対策本部の設置」でございます。

法改正後においても、大規模災害時には、ガス導管事業者は対策本部を設置して一切の対応を対策本部のもとで行うこととしております。また、対策本部のもとに「導管対策

隊」や「顧客対策隊」、「総務隊」等を設置するとともに、その対策本部は司令塔として対策本部長が一元的に指揮命令する。また加えて、適切な人員・資機材の割り振りを行うこととするということでございます。

なお、参集基準ということで<参考Ⅱ-12>に、参集基準の例を挙げさせていただいております。24ページに、平常時の体制、また特別体制を挙げさせていただいております。

(ロ)の「導管対策隊」、「顧客対策隊」、に期待される機能」でございます。

現行制度においては、「導管対策隊」の役割については、(i)～(vi)の対応について挙げさせていただいておりますけれども、引き続きガス導管事業者が設置する「導管対策隊」に関しても、同様の対応を求めることとするとしてございます。また、現行制度における「顧客対策隊」の役割についても同様に、次の25ページの一番上の行でございしますが、ガス導管事業者の設置する「顧客対策隊」に関して同様の対応を求めることとするとしてございます。(ハ)の「大規模災害時対応で担うべき業務に関する人員・資機材の確保」でございます。導管事業者が効果的に大規模災害時対応を行うためには、行動基準を定め、人員や被災情報の提供に関する協力体制を確立することとするとしております。

また、委託先やガス小売事業者から共有された参集予定人員リストを管理し、参集基準や参集方法、分担の詳細をあらかじめ作成することとする。また、指揮命令系統を一元化するために、対策本部長となる者をあらかじめ定め、また参集困難な事態を想定し、代行者を定めておくこととするとしてございます。

加えて、当該対応を行うためには、あらかじめ対策本部となる場所を定めておくとともに、災害電話等の資機材を確保すること。また、すぐ使えるよう備えることとしてございます。(ニ)の「大規模災害時に備えた防災教育・訓練」でございます。

ガス導管事業者は、大規模災害時対応を行うために必要なスキルを養うために必要な教育・訓練を行うこととしてございます。

加えて、ガス小売事業者の参集予定者に対しても、平常時においてあらかじめ防災教育・共同訓練を行うことを求めることとしてございます。その例を25ページの下に挙げさせていただいております。

26ページ、(ホ)の「需要家・報道機関等に対する広報活動」でございます。

ガス事業者は、災害発生時には、その状況に応じた形で広報活動を行うこととしてございます。一番下のところですが、そこで、ガス導管事業者においても災害発生時において、引き続きこのような広報活動を求めることとするとしてございます。(ヘ)の「防災関係

機関との情報共有・連絡」でございます。

現在、ガス事業者は、大規模災害発生時には、消防・警察・地方自治体等といった関係機関に対して、被災による推定被害等の被害状況報告を行うことが求められる。また、国や地方自治体に設置された対策本部と相互に情報提供を行うとともに、緊密な連絡調整を行うこととしております。そこで、ガス導管事業者においても、災害発生時において、引き続きこのような対応を求めることとさせていただきます。

②の「ガス導管事業者とガス小売事業者との連携・協力」、(イ)の「被災区域内のガス小売事業者による連携・協力」でございます。大規模災害時対応については、現行制度においても小売部門が「顧客対策隊」の一員として重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ガス小売事業者においても一定の役割を果たすことが期待される。

そこで、ガス小売事業者に対して求める協力として、以下の項目に関して明確にするとしてございます。下の○の「ガス導管事業者における対策本部への参画」でございます。

次の27ページ、上の行で、ガス小売事業者においても、大規模災害発生時に一定の役割を果たすために対策本部指揮下の特別体制に参画し、「顧客対策隊」に必要な要員を供出し、供出した人員をサポートする仕組みを構築することで、必要な連携・協力を行うこととさせていただきます。○の「被災需要家からの電話対応等（主に初動対応）」でございます。2つ目のパラグラフで、大規模災害発生時における「顧客対策隊」の対応としては、主に初動対応としてマイコンメーター遮断による需要家からの相談・問い合わせ対応、②として、マイコンメーター復帰作業の指示や現場での復帰作業、③として、導管網の復帰状況に関する問い合わせ対応といった業務が挙げられます。

①、②については、導管事業者が原則行うこととなりますが、これまでの緊急時対応の議論において、「仮に需要家からガス小売事業者に当該相談・問い合わせがあった場合には、ガス小売事業者が当該対応等を行う」と整理されており、今回の③の業務に関しても、ガス導管事業者が「導管対策隊」の業務に注力していることを踏まえれば、ガス小売事業者が一定の役割を果たすことが期待される。

そこで、ガス導管事業者の指揮命令系統のもと「顧客対策隊」の一員として、当該対応を行うことを求めることとさせていただきます。

また、電話対応業務については、需要家からの相談・問い合わせに対処できるように、電話回線の増設など24時間体制の電話対応窓口を設置することとさせていただきます。

次の「復旧対応における保安閉開栓（復旧対応、供給停止を伴う場合のみ）」について

は、現行制度における「顧客対策隊」の役割としては、復旧時における「供給停止区域」に対する保安閉開栓がございました。

保安閉開栓については、ガス工作物の操作を含んでおり、平常時体制の緊急時対応においては、ガス導管事業者が単独で対処することが基本となる業務でございます。

しかしながら、大規模災害時においては、ガス導管事業者が「導管対策隊」の業務に注力することを踏まえれば、ガス小売事業者が一定の役割を果たすことが期待される。

そのため、ガス小売事業者は電話対応に加えて、ガス導管事業者の対策本部の指揮命令系統のもと、「顧客対策隊」の一員として、保安閉開栓を担うことを求めることとすることとさせていただきます。

28ページの「大規模災害時対応で担うべき業務に関する人員・資機材の確保」でございます。2つ目のパラグラフで、ガス小売事業者については、参集予定要員リストを作成し、ガス導管事業者とリストを共有することとする。また、災害発生時には、事務所の電話回線を増設し、24時間体制の電話窓口を設置することとなるため、資機材等の確保を求めることとする。

なお、ガス小売事業者は、社会的に重要な需要家（救急指定病院、福祉施設、避難所等）に対してガス供給を行う場合には、平常時からガス導管事業者にその旨を情報提供しておくことが望ましいとしてございます。

続いて「大規模災害時対応で担うべき業務に関する教育・訓練」でございます。

ガス小売事業者は、ガス小売事業者自身も自らの参集予定要員に対して、あらかじめ参集基準や参集後に必要となる業務フローとともに、マイコンメーターの復帰操作などに関して教育・訓練を実施することとする。また、必要に応じて、大規模災害発生後においても、参集した要員に対して簡単な再教育を実施することも望ましいとしてございます。

29ページの「需要家への注意喚起」ということで、大規模災害発生時には、報道機関への情報提供を行うこととなります。

そこで、ガス小売事業者に対しても、需要家と直接の接点を有する者であることから、チラシ投函等を通じて需要家に周知し、注意喚起に努めることが必要であるとしてございます。次に「ガス導管事業者からの協力要請協議への対応」として「大規模災害発生時の協力要請」でございます。

大規模災害発生時においては、ガス導管事業者は緊急時対応や導管網の復旧に対応することとなります。被災状況によっては、ガス導管事業者からガス小売事業者に対して協力

要請を行う場合が考えられます。その場合には、要請を受けたガス小売事業者は、ガス導管事業者と個別折衝による協議を行い、誠意をもって協議することが望ましいとしてございます。また「大規模災害発生時以外の協力要請」ということで、供給支障事故の発生時など、ガス導管事業者が平常時の体制によって対処するような場合には、マイコンメーターの現場復帰も含めて、ガス導管事業者が単独で実施することとなります。

30ページで、しかしながら、ガス導管事業者の規模、また供給支障の規模によっては、迅速な復旧を行うためにも、ガス導管事業者がガス小売事業者に対して協力要請を行う場合も考えられます。その場合には、ガス小売事業者は、同様に誠意をもって供給することが望ましいとしてございます。(ロ)の「被災区域外のガス導管事業者・ガス小売事業者による連携・協力」でございます。そこで、今般の法改正後においても、被災区域外のガス導管事業者は、「導管対策隊」や「顧客対策隊」に参画し、引き続き被災事業者と一体となって大規模災害時対応を行うことが望ましい。また、被災区域外のガス小売事業者に関しても、可能な限り、被災区域内のガス小売事業者と同様に、「顧客対策隊」に参画し、保安閉開栓に従事することで、早期復旧作業の実施について連携・協力していくことが望ましいとしてございます。

③の「大規模災害時における連携・協力として求められる事項の担保手法」につきましては、改正ガス事業法の163条では、全てのガス事業者に対して、相互に連携し、協力しなければならない義務を課したところでございます。そこで、国が作成する「連携・協力ガイドライン」に記載し、緊急時・大規模災害時に関して明確に示すこととする。また、特に必要な連携・協力事項は、保安業務規程等の記載事項とするとしてございます。

31ページの「ガス導管事業者に関する内容」でございます。2つ目のパラグラフで、現行制度では、保安規程において、大規模災害時におけるガス工作物に関する措置を記載している。今後は、ガス導管事業者が作成する保安規程において当該内容を記載することとしてございます。

次に(ロ)の「ガス小売事業者に関する内容」でございます。これも、そこで、ガス小売事業者の作成する保安業務規程について、一連の内容を記載することとしてございます。

さらに、あらかじめガス導管事業者とガス小売事業者との間で、当該対応に関する協議を行うことを、託送供給約款において取り決めることとするとしてございます。

最後に④の「今後の見直しの必要性」でございます。今後の在り方については、事業環境の変化、また大規模災害発生後においても、定期的に在り方を見直して、必要な箇所は

見直しを行っていくこととするとしてございます。

続いて32ページの3. の「内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について」で
ございます。パワーポイントは、13ページになります。(1)の「現行制度の概要」で
ございます。現行制度においては、ガス事業者は、技術基準の適合維持義務といった保安責
任を担ってございます。また、現行制度において、ガス事業者は、基本的に内管を維持・
管理、運用してございますが、需要家と直接契約関係にございます。そのため一般供給約
款にて必要な事項を定めております。具体的には、①～⑥の事項に対して、需要家の承諾
を取りつけた上で、ガスの小売供給を行っているところでございます。

「見直しの必要性」というところで、今般の内管維持・管理、運用については、ガス導
管事業者が行うこととなつてございます。そのため、法改正後においても、ガス導管事業
者に内管保安の義務を課すこととしております。なお、業務委託については、現行法と同
様に特段の制限は課せられていない。しかしながら、ガス導管事業者は、ガス小売事業者
に対して託送供給を行う事業者であり、重要家との間では、基本的に直接の契約関係にな
いことから、法改正後において、内管の維持、運用に関する課題の検討を行う必要がござ
います。

33ページに「論点」として①の「現行制度の一般ガス供給約款で担保している事項」で
ございます。(イ)の上の段落ですが、そこで、ガスの全面自由化後には、ガス導
管事業者が定める託送供給約款において規定することとし、需要家との小売供給契約にお
いて、その承諾を取りつけるよう、ガス小売事業者に求めることとするとしてございま
す。

(イ)の「ガス工作物工事の申込み方法や工事の実施主体等」でございます。

3つ目の段落で、そのため、法改正後においても、需要家資産である内管を含め、
需要家の敷地内にガス工作物を設置する際には、需要家からガス導管事業者や、その承諾
を受けた者にガス工作物の工事を申し込み、ガス導管事業者や、その承諾を受けた者に工
事を行わせることとなりますが、需要家に対して、その旨知らせておくことが必要となる。
また、内管等を需要家資産としていることに関しても、あらかじめ需要家に知らせておく
ことが必要となるとしております。35ページ、(ロ)の「ガス工作物に関する検査実施」
でございます。ガス導管事業者は、内管漏えい検査の実施のためには、ガス工作物を設置
されている需要家の敷地内に立ち入ることが必要となります。そのため、ガス導管事業者
は、自らの保安責任を明示的に示すとともに、その承諾をあらかじめ取りつけることが必
要となります。現在の一般ガス供給約款については、35ページ下から36ページの点線囲い

のところに記載されてございます。

続いて36ページの（ハ）の「内管等のガス工作物に関する需要家の保安上の責務・協力」のところと、37ページに飛びまして（ニ）の「ガス工作物に影響を与えるような特殊な消費機器の設置に伴い必要となる保安措置」、また38ページの（ホ）の「内管等の維持・管理が行えない場合の供給停止等」、現行の事例を記載しているところでございます。説明は省略させていただきます。

39ページの②の「全面自由化による事業類型の整理に伴い新たに求められる事項」でございます。

今回の一般ガス供給約款に記載された以外にも連携・協力を求められる事項が存在します。そこで、ガス小売事業者については、需要家に承諾を得ることに加えて、（イ）で「消費機器設置状況等の情報提供」、また（ロ）の「敷地内他工事に関する情報提供等」に関して、ガス導管事業者に情報提供をすることで協力することが望ましいとしてございます。

続いて40ページの「ガス小売事業者による保安業務関係」で、パワーポイントは15ページと16ページになります。「消費機器調査・周知の実施体制について」でございます。

現行法においては、ガス事業者に対して、消費機器の技術基準の適合性の調査やガスの安全な使用を行うための危険発生防止周知を行うこととしております。

その周知のイメージとして、下の<参考Ⅱ-14>に写真をつけさせていただいてございます。

続いて41ページにも、その周知の例を挙げさせていただいてございます。

また42ページに、前回も日本ガス協会から説明いただきましたけれども、「「需要家ガス設備点検員」の概要」、また、日本コミュニティーガス協会からの「「登録調査員」の概要」をつけさせていただいてございます。

43ページの「見直しの必要性」を御覧ください。消費機器の調査・周知については、ガス小売事業者が行うことが適当との結論を得ております。改正法においては、消費機器の調査・周知の義務を課すこととしておりますが、ガス保安の水準の維持・向上は、これまでの既存のガス会社、現行のガス会社の実施体制のもとに実現されたことを踏まえると、改正後のガス小売事業者についても、同水準の実施体制を整え、適切に調査・周知を行っていくことが求められるということでございます。

（3）の「論点」で、①の「消費機器調査・周知に係る実施体制の担保手法」でござい

ます。これまで、ガス事業者は、保安規程の作成やガス主任技術者を選任し、消費機器の調査・周知の実施においても、一体的な体制のもと業務を行ってきた実態がございます。

また、保安に係る費用については、総括原価方式を基本として行っていましたが、今後は、ガス小売事業者が自由な料金設定のもと、競争的な市場環境のもとに置かれることから、適切な実施体制のもとで消費機器の調査・周知を行う制度的な裏づけを担保することが求められます。以上を踏まえると、ガス小売事業者に対しては、ガス工作物の維持・運用の如何にかかわらず、消費機器に対して、その調査・周知の監督を行う責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を遂行すること。調査・周知の遂行に関する管理体制に関すること。また、調査従事者に対する保安教育・訓練を計画的に実施すること。適正な実施法を定め、作業を行うことが重要であり、各事業の規模・環境に応じた最適な形で確実に実行を求める制度とすることが望ましいとしてございます。

また、ガス小売事業者は、事業開始前に経済産業大臣に保安業務規程を作成し、届け出ることとなります。そして、その内容が不相当だと認めるときには、44ページですが、経済産業大臣が、その内容を変更することができるとしてございます。

②の「消費機器の調査・周知の実施体制」でございます。現行制度については、先ほど省略しましたが、そこで、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知に関する体制について、国として策定する「モデル保安業務規程」において、現行の保安規程の記載事例を参考に、以下のとおり記載することとしてございます。

(イ)の「保安統括者、保安主任者による調査・周知の実施」でございます。

現在、ガス事業者は、ガス工作物に関し作成する保安規程の中で、ガス工作物の工事、維持、運用に関する保安業務を管理する組織を、事業所単位で定めることとしており、例えば内管保安を行う部署に対しては、保安業務作業員の他に組織ごとに「保安統括者」、「保安主任者」を置くこととしている実態がございます。

ここで「保安統括者」は、「ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を統括する者」であり、ガス事業者は保安管理組織ごとに置くこととしてございます。

また「保安主任者」は、保安統括者の指示のもと、保安計画を作成、事故内容の審査、所管官庁に提出する保安に関するものの審査、保安に関する法定業務等記録の確認、委託先を含めたガス工作物の現場の監督者を指揮し、保安の確保を進めることなどを行う者であり、担当の直ごとに置くこととしてございます。

ガス小売事業者が行う消費機器の調査・周知の実施体制としても、保安業務規程に同様

の保安管理組織を定めることとし、全体の業務統括を行う者として「保安統括者」を置くことで統括責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を行うこととする。また、保安統括者の指示のもとで業務管理を担い、委託先を含めた作業者を指揮する「保安主任者」に関しても同様の設置をするよう定め、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知の円滑な実施に向けた体制を担保することとしてございます。

なお、実態によっては、「保安主任者」を設けず、「保安統括者」が直接指揮を行う場合もあるということを挙げさせていただいています。

(ロ)の「調査・周知の実施に関する監督を行う者」でございます。現行においては、ガス事業者がガス工作物の工事、維持、運用の監督のために選任するガス主任技術者に対して、消費機器に関する知見を求めており、監督している実態がでございます。法改正後は、今度はガス主任技術者の選任といったガス工作物に係る保安義務は、ガス小売事業者は課せられない。そこで、保安業務規程において、消費機器の調査・周知などガス小売事業者が行う保安業務に関する監督を行う者として、例えば「保安業務監督者」を選任することを記載させることとするとしてございます。

現在、ガス事業者が、ガス工作物に関して作成する保安規程の中で、ガス主任技術者は「保安統括者」や「保安主任者」をもって充てることとしており、具体的な職務として保安統括者に対する意見具申・助言、保安計画の審査、保安規程やその他諸規程の制定・改廃に関して意見すること、事故内容の審査、所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、使用前検査・定期自主検査の統括、立入検査に原則立ち会うこと、保安教育計画の審査、保安業務規程の実施状況の把握を定めてございます。さらに必要がある場合には、ガス主任技術者は、保安関係の資料提出を求めることができます。また、ガス主任技術者が、やむを得ない事情により不在になる場合には、代行者を定めることとしております。そこで、ガス小売事業者における「保安業務監督者」においても、ガス主任技術者と同様に「保安統括者」や「保安主任者」をもって充てるとしてございます。

これにつきましては、46ページの<参考Ⅱ-17>を御覧いただければと思います。前回のWGで、吉川委員から監督者の図が、点線のところから「統括者」と書いてあって、「監督」というような形に書いてございました。これにつきましては、監督というところではなくて、先ほど申し上げた現行の制度につきましては「ガス主任技術者」に関しては、セルフチェックを行っている、いわゆる保安業務に携わる責任者が審査のセルフチェックを行うことを原則としており、ガス主任技術者は、原則保安統括者や保安主任者をもって

充てることとしてございます。

それにつきましては、今回の消費機器の調査・周知を担うガス小売事業者においても同様の観点から、この表のように保安統括者、主任者のところが、監督者を兼任し、指揮監督を実施する形で整理させていただいてございます。

続いて③の「消費機器の調査の監督者・従事者に対する教育・訓練」でございます。

(イ)の「保安業務監督者」に求める教育・訓練」でございます。

現在、ガス事業者は、ガス主任技術者試験に合格し免状を有する者からガス主任技術者を選任することとしてございます。

こうした実態を踏まえ、ガス小売事業者が保安業務規程において選任することとする「保安監督者」についても、ガス小売事業者は、その選任予定者に対して法令、またガスに関する物理、化学理論、また③の消費機器の調査・周知など、保安業務に関する技術、④のガス器具の構造、機能に関する科目に関して教育・訓練を行うこととしてございます。

(ロ)として「調査従事者に求める教育・訓練」でございます。

現在、ガス事業者は、それ以外の従事者に対しても、関係者に教育・訓練を行うとともに、毎年作成する教育計画によって教育・訓練を行うこととしてございます。

47ページに移らせていただいて、ガス事業者が、その調査従事者に対して「需要家ガス設備点検員」や「登録調査員」といった業界資格を設定し、教育・訓練を行っている現状がございます。そこで、ガス小売事業者に対しても、同様に保安業務規程において、消費機器の調査従事者に対する教育・訓練について定めることとし、具体的な教育計画を毎年定めて実施していくこととするとしてございます。また、保安業務規程の中で、こういった業界資格や、それに相当する知見を習得することが望ましいとしてございます。

続いて2.の「消費機器に係る「自主保安」活動について」でございます。これについては、パワーポイントの17ページでございます。(1)の「現行制度の概要」については、「2020年時点における死亡事故ゼロ」などを目標とした「ガス安全高度化計画」の達成に向けて、ガス事業者は積極的に自主保安活動を展開しており、その保安水準は着実に改善してきてございます。また、国におけるガス保安の規制に関しても、社会動向やニーズを踏まえ、保安規制を前提としながらも、国の関与を必要最小限とした転換を図ってきてございます。国による規制手法が「事前規制中心」から「事後規制中心」へ移行することで、今の「保安水準を維持・向上する」という目標達成を目指していくという好循環な仕組みを構築してきたところでございます。「見直しの必要性」ということで、こうした自主保

安が引き続き行われることが重要であるということでございます。

48ページの「論点」、「自主保安項目の一部制度化」でございます。これまで、取り組んできた自主保安の中には、業界の方針として全国的に行ってきたものや、事業者の多くが取り組んできているものも存在し、その中には確実に実施することが求められる項目も存在します。(イ)として「各事業者が統一的に実施すべき項目」でございます。

今後、ガス小売事業者が消費機器に関する保安業務を行うに当たっては、事業者の特性や競争環境にかかわらず一律に実施を求めていくことが必要なものについては、一部制度化することで保安の確保に万全を期すこととするとしてございます。また、この選定に当たっては、「業界自主」のものに加えて、「事業者自主」の中でも、保安の効果が特に高いものも含めて検討することが望ましいということで、以下の項目について制度化を検討することとしてございます。まず○の「開栓を伴う場合の供給開始時調査」でございます。

現行については、ガス事業者が需要家に供給を開始する際には、危険発生防止周知を行うことが義務づけられてございますが、消費機器の調査については、特段規定されてございません。2つ目のパラグラフで、消費機器の設置については、需要家の判断によるものであり、引っ越し時に消費機器が技術基準に不適合なものが設置され、取り替えられることも想定されるところでございます。また、古い消費機器が設置されたままとなっている可能性もあり、供給開始時に改めて調査を行うことは、保安の確保のために必要なものであると考えられます。加えて、緊急時にはガス導管事業者が緊急時対応を行うこととなりますが、有効に対処するためには、正確な消費機器の調査結果を事前にガス導管事業者へ通知することが必要となる。こうしたことから、ガス小売事業者による消費機器調査に関して、供給開始時調査を行い、その制度的な担保が必要であるとしてございます。

49ページに「供給ガスに対する適応性の確認【対象：全需要家】」でございます。ガス種に不適合な消費機器を使用した場合には、不完全燃焼のリスクが高く、一酸化炭素中毒になるおそれがございます。また、需要家がガスを安全に使用するためには、供給されるガス種に適合した消費機器であることが必要であります。そうした観点から、現在ガス事業者は、危険発生防止の一環として「消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項」を周知することとしてございます。

他方、現行法令においては、消費機器の調査事項として、ガスの適応性は規定されていない。しかしながら、ガス事業者は自主保安の一環として、ガスの適応性の確認を行ってきたところで、国としても、供給開始時のガスの適応性の調査をガス事業者に求めている

ところでございます。今後も、消費機器は、需要家自身が購入、設置するものであり、ガス小売事業者が適応性を確認することは、保安水準の維持・向上の観点からは、引き続き確実な実施が求められるものであります。仮に適応しない消費機器を用いた場合には、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や火災の要因になりかねず、ガス小売事業者による確認を行うことが不可欠である。そこで、ガス小売事業者や一般ガス導管事業者に対して、「消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項」についても、制度的な担保が必要であるとしてございます。

続いて、下のところの「不完全燃焼防止装置のない金網ストーブに関する周知【対象：4,000台】」でございます。金網ストーブについては、安全装置がないため、一酸化炭素中毒を起こすおそれが高いとしてございます。これについては、非安全型機器ということで取替えの促進を行ってきてございます。

50ページに移らせていただいて、金網ストーブについては、現在、その危険発生防止の周知事項になっておらず、自主保安として取替え促進に努めてきたという実態がございません。今回の自由化に伴い、金網ストーブについても、ガス小売事業者に対して確実な周知の実施を求めていくために、制度的な担保が必要であるとしてございます。

続いて「浴室内設備の不完全燃焼防止装置のない自然排気式ふろがまに係る排気筒先端の安全性確認の周知【対象：18,000台】」でございます。現行法の危険発生防止周知では、「浴室内に設置された不完全燃焼防止装置のないC F式ふろがま」を使用する需要家に対して、個別周知として書面を配布することとしてございます。他方、ふろがまについては、自然排気のために、安全装置がないことから一酸化炭素中毒のおそれが高いということで、自主保安の一環として周知を行い、取替え促進に努めているところでございます。

こうしたことから、法改正後についても、制度的な担保が必要であるとしてございます。

続いて「消費機器の接続具についての周知【対象：全需要家】」でございます。

消費機器の接続具については、不十分な接続、また接続具の損傷は、ガス漏れや火災事故の原因となり、人身事故や物損事故のリスクが高いということでございます。そのため、現在、ガス事業者では、自主保安の一環として周知を行ってございます。このために、制度的な担保が必要であるとしてございます。

次の（ロ）に「各事業者の特性等を踏まえ実施すべき項目」でございます。現在、自主保安項目のうち、国による技術基準において特段定めがなく、ガス事業者の特性、状況を踏まえ項目を設定し、実施しているものも存在する。そこで、以下のところについては、

保安業務規程に記載することを検討することとしてございます。

まず1つ目が「消費機器の接続具の適合性確認【対象：全需要家】」でございます。

消費機器の接続具の不適合によってガス漏えいが発生した場合には、人身、物損のリスクが高いということで、ガス事業者は、自主保安の一環として接続具の適合性確認を行うこととしてございます。今後とも、接続具の適合性確認により、誤接続による事故防止につなげるために、保安業務規程に当該事項の実施を記載することが望ましいとしてございます。続いて「不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器の一酸化炭素濃度測定【対象：31,000台】」でございます。不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器は、高濃度の一酸化炭素が排出されることになり、一酸化炭素中毒事故のリスクが高い。そこで、自主保安の一環として、一酸化炭素濃度の測定を行っている実態がでございます。今後も、そういう一酸化炭素中毒事故の防止につなげるために、保安業務規程に当該事項の実施を記載することが望ましいとしてございます。

最後に「業務用換気警報器の設置促進【対象：業務用厨房顧客】」でございます。業務用厨房機器は、燃焼量が大きく、同一室内で複数台の機器が使用されることが多いということ。またバーナーの目詰まりによる不完全燃焼が発生しやすいことなど事故のリスクが高い。ガス事業者は、自主保安の一環として、業務用換気警報器の設置を推進してきたところでございます。

52ページでございますが、今後も、業務用換気警報器の設置を促進するため、保安業務規程において、業務用換気警報器の設置促進に関して記載することが望ましいとしてございます。②の「自主保安事例集の作成」でございます。ガス小売事業者の中には、これまで携わってこなかった新規参入者も多く想定されるところでございます。これまで、ガス事業者が積み重ねてきた自主保安に関して事例集として広くガス小売業者に周知することは、ガス保安水準の維持・向上に有益であると考えられます。そのため国としても事例集を作成し、事業者に公表することとするとしてございます。③は「自主保安の「見える化」」でございます。競争的な環境下におかれているガス小売事業者に対して、消費機器に関する自主保安の実施を求めていくためには、自主保安に関して精力的に取り組むガス小売事業者を需要家が評価した上で、供給先を選択する仕組みを構築することが重要でございます。そのため、ガス小売事業者による自主保安の取り組みに関して「見える化」し、正確な情報が提供されることが求められるということで、自主保安の質が明らかになるよう、また、需要家としての消費機器に関する保安の必須な事項が明らかになるよう、国と

しても対象項目を設定するとともに、わかりやすいかたちで取りまとめ、国として公表することとしてございます。また、こうした保安表彰制度を設けて表彰することで、事業者が自主的に取り組むインセンティブとし、また、需要家がガス小売事業者を選択する情報の一つとするとしてございます。

続いて53ページに移らせていただきますが、3.の「開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用について」でございます。(1)の「検討の背景」につきましては、消費機器の調査について新規参入者を含むガス小売事業者が実施することとなっております。消費機器については、需要家が設置するものであり、自主保安の一環として供給開始時においても調査を実施し、その安全性を確認した上でガスの供給を開始してきたところでございます。消費機器については、義務化することが適当という結論を得たところでございます。

他方、一般ガス事業者や簡易ガス事業者については、地域独占であることから、ガス供給者の変更は想定されないということで、そのため、現行制度において想定される供給開始時においては、引越しによる入居・転居等によるものであり、物理的な閉開栓を伴うものとしてございます。ガスシステム改革小委員会において、単に供給者に変更される「スイッチ」については、物理的な閉開栓は不要と整理されてございます。さらに、同小委員会において、日本ガス協会から、需要家の利便性の向上や、ガス小売事業者の負荷軽減の観点から、一般ガス導管事業者がガス小売事業者から提供された消費機器情報に関して保存し、「スイッチ」時には切りかえ後のガス小売事業者に対して当該情報を検索可能とすることが提案されたところでございます。「論点」というところで、ガス小売全面自由化後においては、需要家がガス小売供給契約を新たに締結し、ガス小売事業者を切り替える際には、単に供給者に変更される、いわゆる「スイッチ」の場合が想定されますが、その場合については、物理的な閉開栓作業は不要と整理されてございます。

55ページの表を御覧いただければと思います。＜参考Ⅱ-19＞の基本イメージでございます。切替え前のガス小売事業者が、ガス導管事業者に消費機器の情報を提供する。これについては、需要家の承諾のもと、ガス導管事業者が切替え後のガス小売事業者に、いわゆる消費機器の情報提供を与えることとしてはどうかとしてございます。続いて「危険発生防止周知の手法について」でございます。「現行制度の概要」でございますが、周知事項については、書面配布により行うこととしてございます。

(2)の「論点」でございますが、今般の法改正によって、危険発生防止周知はガス小

売事業者が行うこととなってございます。ガス小売事業者が需要家と小売契約を締結するときに需要家に説明しなければならないとしてございますが、ガス小売事業者は、書面交付をしなければならないとしてございます。

これにつきましても、57ページの表を御覧いただければと思います。〈参考Ⅱ-22〉でございます。「改正後における危険発生防止周知の実施方法（基本イメージ）」でございしますが、ガスの申込みを受けたときの周知につきましては、真ん中のところで需要家が電子メールなど情報通信技術を利用する方法によって周知を承諾した場合、かつ当該方法による周知が実施可能な場合においては、当該情報技術を利用する方法、いわゆる電子メールを送信し、またそれを出力できる場合ですとか、ホームページをダウンロードさせる方法、またフロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を交付する方法、こういうことを認めてはどうかとしてございます。左側のところで、需要家が書面配布による周知を求めた場合、また、需要家から特段の意思表示がない場合、また③ということで、情報通信技術を利用する方法による周知が実施不可能な場合については、書面配布による方法としてはどうか。一番右について、需要家が情報通信技術を利用するとともに書面配布による周知を求めた場合、かつ当該方法による周知が実施可能な場合は、書面交付に加えて、今の情報通信技術の両方を行うこととしたらどうかとしてございます。

続いて58ページの5. の「旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について」でございます。パワーポイントの21ページでございます。

簡易ガス事業につきましては、改正ガス事業法において、ガス小売事業者の一類型として保安規制が課せられることになってございます。

「論点」の「現行法における規定の概要」のところでございますが、一般ガス事業者は、ガス工作物に関して定期的に自主検査を行い、検査を記録し保存することとなってございます。具体的な検査対象として、ガス発生設備など最高使用圧力が高圧の設備が規定されてございます。

59ページに移らせていただきます。具体的な検査手法としては、経済産業省がガイドラインを作成して、それをもとに定期的実施してございます。一般ガス事業者に対して、このような定期自主検査を行う義務が課せられている一方で、簡易ガス事業者に対しては、そのような義務は課せられておりません。それにつきましては60ページの〈参考Ⅱ-23〉の写真でございますが、昭和45年の制度導入時においては、右側の写真のような自然気化を行うような供給形態を想定しており、ボンベ小屋のような簡易な構造のものを想定して

いたものでございますが、近年、下側の、比較的大規模な特定ガス発生設備については、現行の一般ガス事業のガス工作物と同様に、開放検査等の定期自主検査を行うことが望ましい。なお、LPガスを供給する事業を規定するLP法（液化石油ガス法）におけるLP販売事業者が「高圧ガスの製造」を行う場合には、定期的な検査を受けることを義務付けてございます。

現在、簡易ガス事業者の中には、法令によって義務化はされていないものの、自主保安の一環として自主検査を行っている実態がございます。法改正後においては、ガス小売事業者の一類型と整理され、参入自由な登録制度になることから、今後とも事業者が確実に検査を行うよう、最高使用圧力が高圧の特定ガス発生設備に関しては、定期自主検査の対象として加えることとさせていただきます。

続いて60ページの「ガス小売事業の用に供する導管における危険標識の設置」でございます。

61ページで、他方、LP法においては、液化石油ガス販売事業者に対して、供給管の技術基準として「地盤面上に供給管を設置する場合において、その周辺に危害を及ぼすおそれがある場合」には、その見やすい箇所「LPガスの供給管である旨」や、「供給管に異常を認めたときの連絡先」など必要な事項を明瞭に記載した「危険標識」を設けることとさせていただきます。「見直し案」でございますが、LP法で危険発生防止を周知しているところについては、69戸以下の登録制の参入自由な事業ということで、事業者が自由に供給管を敷設できることから、供給管の特性、また緊急時の連絡先を明確に示すことで、保安上問題が起きたときに適切に対処することを担保していくためと考えられます。他方、「簡易ガス事業の用に供する導管」については、法改正後において、「ガス小売事業の用に供する導管」となり、登録事業者の設置するものとして、基本的には自由に導管を敷設することとなります。そのため、「ガス小売事業の用に供する導管」については、LP法と同じく地盤面上に設置した導管に関して、保安上必要な事項を記載した危険標識を設けることとさせていただきます。

続いて63ページの「その他」でございます。パワーポイントは23ページでございます。「小売全面自由化後の事故報告の在り方について」でございます。「現行制度の概要」として、現行制度では、ガス事業者に対して、報告の徴収を求めることができるとしており、ガス工作物の工事、維持、運用の保安に関する事項、また、消費機器の調査に関する業務運営に関する事項としてございます。ガス事業者につきましては、②、④の事項について

の報告義務を課してございます。その内容については、①～⑮の内容を報告してございます。

64ページの「見直しの必要性」で、今般の法改正によって、緊急時対応、内管を含めたガス工作物についてはガス導管事業者、また、消費機器の調査・周知はガス小売事業者が原則行うこととなります。そのため、保安業務の主体が別れることから、事故報告の主体について検討する必要があるとしてございます。(3)の「論点」でございますが、①～⑮の事故につきましては、ガス工作物に係る事故でございますから、ガス導管事業者が行うことが適当であるとしてございます。

続いて65ページの「消費段階における事故報告について((1)⑭、⑮の事故)」でございます。消費機器に関する事故については、ガス小売事業者が再発防止を含め事故報告を行うことが適当としてございます。

他方、ガス栓に係る事故については、ガス栓の使用に伴う死亡事故、またガス栓からの漏えいの引火による負傷・物損事故がありますが、ともに「ガス栓の操作」という需要家の使用によるものと、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」といった物理的事象によるものを含んでございます。「ガス栓の操作」に起因する事故については、ガス栓はガス工作物であるものの、誤開放など、需要家の操作ミスに起因するものでございます。ガス小売事業者は、維持義務は負いませんが、需要家に対して「ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項」の周知として、当該事項について事故報告を行うことが適当であるとしてございます。他方、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」に起因する事故については、ガス栓はガス工作物であり、ガス導管事業者が事故報告を行うべきと整理してございます。

その内容が、67ページの表のフローに書かせていただいております。続いて「協力勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について」でございます。

これにつきましては、69ページの<参考Ⅱ-29>のところを、先ほど説明させていただきました。この中で②と③の間の下側の(2)の公共の安全上特に重要なガス工作物である場合について、現在、70ページの<参考Ⅱ-30>の「経年埋設内管対策における「保安上重要な建物」の概要」につきましては、ガス安全高度化計画において、経年内管対策に取り組んでいるところでございますが、不特定多数が利用するなど、ガス事故が発生した場合に影響が大きい建物を「保安上重要な建物」と位置づけ、対策を推進してきたところでございます。今般の協力勧告対象についても、経年埋設内管対策と同様に、「保安上重要な建物」に対して協力勧告対象とするとしてございます。

70ページの3.の「小売供給開始時における開栓に関する保安措置について」でございます。

次の71ページの〈参考Ⅱ-32〉のイメージの表を御覧ください。A～Dまでのケースを整理してございます。これにつきましては、ガスシステム改革小委員会で整理した表でございますけれども、ケースAとDについては、ともにガス導管事業者とガス小売事業者が需要家の場所に行くケースを挙げてございます。これにつきましては、特段、今後も保安上、問題になり得ないとしてございます。BとCについて検討するというので、まずBについては、ガス導管事業者が需要場所に行き、その後、ガス小売事業者が需要場所に行くケースでございます。これにつきましては、72ページでございますが、ガス導管事業者が先に内管漏えい検査を行い、その後ガス小売事業者が行うようなケースについては、ガス導管事業者が検査後に閉栓を実施してから需要場所を立ち去らなければならないこととするとしてございます。また、ガス導管事業者が、その検査を終えた場合には、内管に異常はなく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となったことを、ガス小売事業者に連絡することとしてございます。次に②のケースCでございます。ケースCのように、先にガス小売事業者が消費機器の調査を行う場合も想定されます。しかしながら、このケースの場合には、排気筒の材料や設置場所の確認など、外観検査を行えばよいもののほかに、燃焼時の排気排出など、消費機器を運転した上で確認する項目も含まれてございます。

そのため、ガス小売事業者が需要場所に行き消費機器調査を行うためには、メーターガス栓の開栓を行い、内管にガスを流し、消費機器を運転させることが必要となります。しかしながら、漏えい検査前の一般導管事業者による安全性の確認がされていない中でガスを流すこととなり、保安の確保の観点から適当でないとしています。そこで、Cのようなケースについては、保安を確保する観点から適当ではなく、実施すべきではないと整理してございます。最後73ページに、WGの委員名簿、またWGの開催状況を付けてございます。非常に長くなって申し訳ございませんでしたが、以上でございます。

○倉渕座長　　ありがとうございました。一気に説明いただきましたが、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

また、いつものように、御発言のある方はネームプレートを立てていただけるとわかりやすいと思います。よろしく申し上げます。吉川委員どうぞ。

○吉川委員　　吉川でございます。WGのときも出た議論だったと記憶していますが、50ページの最後から続く消費機器の接続具についての周知は、小売事業者が行うこととし、

制度的な担保を設ける。ただし、消費機器の接続具の適合性の確認については必須で盛り込むこととしないで、事業者の規模に応じて（保安業務規程への）記載が望ましい事項にするという整理がここでもされていますが、やはり接続具の不具合で大きな事故が生じることが少なくないという現状を踏まえれば、それから本来「周知」というのは需要家はその意味を理解してこそそう言えるので、需要家が、このような接続具は不適合ですよと言われたところで、（自分の使用している接続具が該当するのかどうかを）判断できるのかというと、大変難しいと思いますので、やはり周知だけでなく、適合性確認も消費機器の調査項目の中として含めていただきたいということを、もう一度お願いさせていただきたいと思います。以上です。

○倉渕座長　消費機器の接続具の適合性ですね。これについて周知だけでは不十分ではないかというご意見かと思いますが、いかがでしょうか。

○大本ガス安全室長　消費機器の接続具の確認については、現状の技術基準無いので規制の強化になってしまうため、これについては保安業務規程の中で、全てのガス小売業者に、全需要家に対して行っていただくことで担保させていただくことを想定してございます。

○吉川委員　確認ですが、今まで自主保安だった内容を一部制度化するというので、その内容として設けられているものと、引き続き事業者の特性を踏まえて全事業者に求めるものではないという切り分けをされたと思いますが、48ページから、「各事業者が統一的に実施すべき項目」というのが始まっていて、その最後のところに、消費機器の接続具についての周知は入っています。ところが、51ページの（ロ）として「各事業者の特性等を踏まえて実施すべき項目」ということで、事業者によっては、その規模が小さいところは、消費機器調査の中の保安規程の中に盛り込まなくてもいいよという中に、接続具の適合性の確認というものが含まれているので、これを切り分けずに、周知だけでなく、是非適合性の確認も全事業者が一部制度化していただいて、保安規程の中に盛り込んでいただいて、確実に実施していただくように制度的な担保をしていただきたいと思います。次第ですが、私の理解に誤解がありますでしょうか。

○倉渕座長　これは、（イ）に格上げしたらどうかという御提案ですね。

○吉川委員　そうです。

○倉渕座長　いかがでしょうか。

○大本ガス安全室長　消費機器に関しては、まず維持義務が需要家にあります。技術基

準に仮にそれを求めるとなると、需要家にそれをやりなさいという話になってしまうおそれがありまして、これについては、保安業務規程の中で担保していくということで実効性を確保していければと考えているところであります。

○三木審議官 補足説明をいたします。吉川委員の御指摘、ごもつともだと思います。ただ、ここで整理をしておりますのは、自主保安でやっている内容を制度的に担保する部分と、保安業務規程とで行っていく部分とに分かれているということがございますけれども、制度的に担保する部分は、この周知の部分で、「各事業者の特性等を踏まえ」と書いてありますので、何かばらばら感があつて、やらなくてもいい人がいるのではないかというような御懸念かと思ひますけれども、むしろなるべくやっていただけるように努めていきたいと思ひていますが、制度的な部分で担保する部分と、保安業務規程で指導していく部分と分けて、区別をしてやっていきたいと。総合的には全体やっていただく方向にしていきたいと思ひております。

○倉渕座長 もともと自主保安でやっていたものではあります、ここにありますように、経産省としては、モデル保安業務規程の中に組み込むということですから、小売事業者が実際に保安業務規程を書くときに、御指導いただければ実質的には小売事業者が適合性確認をしていただけることにはなるのではないかと思ひます。

そういう理解でよろしいでしょうか。そのような対応をしないと規制強化になってしまうということを懸念されていると思ひます。

○吉川委員 それでは、お願いしたいのが、その周知の方法として、何も知識のない需要家が、迷うことなく、これが不適合なのかどうかを確認し得る方法での周知というのを、それは義務の強化にはならない、ただ、単に周知を実効あらしめるための方策だと思うので、そこを十分に細かく定めていただきたいと思ひます。

○倉渕座長 もちろん周知することは重要ですが、基本的にモデル保安業務規程に組み込むことによって、全ての小売事業者がこの部分については注意していただくということにつながるようにご指導いただくということでもよろしいでしょうか。

○大本ガス安全室長 きちんと周知していただくことを各事業者に行っていただき、周知についてはきちんと需要家が迷うことなくその内容を理解してもらうように、そこは各事業者の方にもしっかり行っていただくとともに、国としてもしっかりチェック、フォローしていきたいと思ひてございます。

○吉川委員 はい。

○倉渕座長 他にはいかがでしょうか。赤穂委員お願いします。

○赤穂委員 これまでの議論を中間整理としてまとめていただいております。今の議論にもありましたが、安全の確保に対して、新規の事業者であれ何であれ、小売事業者であれ導管事業者であれ、格差があってはならないと、まずは思っています。「うちのサービスは、安全性は低いけど料金は安いですよ」というような売り方などということはある得ないわけで、安全の担保というのは全ての事業者が均一に行うべきであろうと思っております。

そのためにも、今後、国が作成していただくガイドライン、これがとても大事になってくると思いますので、そういう安全性の確保で差があるような書き方というのはあるべきではないと思っておりますし、全ての新規参入事業者にとってわかりやすく、運用できるガイドラインをぜひとも作成していただきたいと思っております。

さらに重要なのは、需要家は、はっきりいって今度のガスの自由化の仕組み、ほとんどまだ周知されていないと思います。導管事業者と小売事業者が別れるということもほとんどまだ周知されていないと思いますので、新規の事業者さんだけでなく全ての事業者さんが需要家にアプローチされる際には、安全性の確保についてもぜひとも周知できるようなやり方を考えたいと思っております。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。特に、ガイドラインもそうですが、保安業務監督者、あるいは調査従事者という新しい制度ができてくるわけで、そのカリキュラムをいかに充実させるかということも非常に重要になってくると思いますので、引き続き強力なご指導をよろしく願いいたします。三浦委員お願いいたします。

○三浦委員 三浦です。今言いたかったことを座長が最後におっしゃっていただいたのですが、人材育成とか教育カリキュラムというのは目に見えないところですし、ある程度積み重ねないと結果が出てこないですよ。だから、そこを最初に構築していくときにどのようにやるのかというのはすごく重要だと思っております。

それには、いろいろな各事業者さん、今までの事業者さんの知見も大切です。さっき赤穂委員もおっしゃっていましたが、やはり一番懸念されるのは、「電気・ガス、セットでお得ですよ」というところに走る可能性が出てくるでしょうし、既にそういう、それらしきポスターがちらほらと見えてきたりしています。こんな風に得になりますよ、「得」みたいところに集中した広報の仕方とか、事業者さんとしては、事業としては当然かもしれませんが、どうしても消費者はそっちに目が行きがちなので、そうではない見え

ないところの保安体制をどのようにしてもらえるのかということも絶対に忘れてはならないことだと思えます。

ですから、52ページに、自主保安の見える化をやって、頑張ったところには保安の表彰制度をやりましょうとか、そういう単にインセンティブというよりも、やはり業界全体で働く方のモチベーションも含めて、保安というのは事故が起きないで当たり前だから、誰も褒めてくれないですね。事故がなくてよかったね、で終わって、起こってしまったら大騒ぎで、誰のせい、誰のせいと走りがちなので、そうではなくて、日常から全ての事業者が保安に対しての意識を高めるということをやっていただきたいです。消費者側も、それを単にお任せするだけではなくて、最低限のことはやらなければいけないし、学習もしていくべきだとは思っております。

ですから、30ページの大規模災害のところの連携ガイドラインのお話もちらっとここでは出ていますが連携・協力義務、何が起こるかかわからない、絶対に30年以内に首都圏でも起きるといわれているのに、まだまだ危機感もないので、やはりこういうガイドラインを作成するときにも、そういう保安意識というのを全事業者に高めていただきたいと切にお願いしたいと思えます。

○倉渕座長　ありがとうございます。一応このWGは制度設計までだと思いますけれども、これからこの中身をどう作るのかということが、やはり非常に大事なものですから、例えば先ほどの資格についても、更新はどうするのかとか、継続的な教育がやはり必要なのではないかというところについて慎重な検討をお願いしたいと思えます。

他にございますでしょうか。早田委員どうぞ。

○早田委員　ありがとうございます。今回の中間的整理、取りまとめていただいた事務局案に対しまして、特に異論はございません。ご心配いただいておりますけれども、我々新規参入者といたしましても、これまで申し上げたとおり、積極的に導管事業者の方と連携・協力を図りながら、需要家のガス保安の確保に努めて参りたいと考えているところでございます。

その中で一点、コメントでございます。先ほど御説明いただいた資料2の12ページ～13ページにかけて、「緊急時対応において生じる需要家の損害への対応等」という記載がございます。13ページを見ていただきますと、真ん中のなお書きのフレーズの3行目のところで、前回の資料から「原則まずは」というところを追記していただいております。これにつきましては、前々回のWGにおいて吉川委員の御意見を踏まえて追記していただい

たということでございます。

これに関しまして、導管事業者の方で行われました緊急停止等の応急措置によって損害の生じたお客様との協議が必要になった場合でございますが、そのお客様との具体的な協議、これにつきましては、導管事業者が直接お客様と実施していただくということでございます。

その協議が、円滑に進むように直接お客様と接する機会の多い私ども小売事業者の方が原則まずはお客様との連絡窓口となって、お客様の要望などの状況に応じて協議の進め方などの調整を行う必要があると認識してございまして、適切に対応してまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

○倉渕座長　　今のご認識でよろしいでしょうか。吉川委員よろしいですか。

○吉川委員　　早田委員に誤解はないと思いますが、私が意見として申し上げたのは、小売業者さんが必ず調整をしなければいけないということになると、それはそれでまた新たなトラブルを生む結果にもなるので、そこを必須にしないでほしいということで、むしろ弱めて「まずは原則が」という表現になったと思いますので、そこは念を押させておいていただきたいと思います。

○倉渕座長　　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これまで活発に御議論いただきましてありがとうございます。

本WGの中間的整理の取りまとめにつきましては、事務局案にて御了承いただいたということで、今後の文言の修正等につきましては、私に一任いただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。これまで4回のWGを通しまして、システム改革に対応した保安制度について一通りの検討を行って参りました。今後は肉付けが課題となるわけでありまして、「モデル保安業務規程」や大規模災害時に対応した「連携・協力ガイドライン」などの制定を通して、保安水準の維持・向上を図っていく必要があると思います。このプロセスにおきまして、また委員、専門委員各位の御協力をお願いしたいと思います。私からは以上でございます。三木審議官からコメントがありましたらよろしくお願い致します。

○三木審議官　　ありがとうございます。7月にこのWGの立ち上げ以来、限られた時間ではありますが、倉渕座長、委員の皆様、それから専門委員の皆様、精力的に御審議

をいただきましてありがとうございます。

今回、中間的整理ということでございまして、この段階で親委員会であります「ガス安全小委員会」、来週開催予定でございますが、ガス安全小委員会に報告をして御議論をいただきたいと思っております。

これを受けまして、またガスシステム改革全体の動きを資源エネルギー庁で、今日もガス市場整備課長が出席しておりますけれども、ガスシステム改革全体の動きと連携し、それを踏まえながら、来週の小委員会での御指摘を受けて、さらに詳細な検討を、倉渕座長からもお話しいただきましたとおり、「モデル保安業務規程」の具体的な内容でございますとか、「連携・協力ガイドライン」にどこまでどういうことを盛り込むかということはこのWGで、また御審議をいただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、私どもの基本的な考え方として、システム改革で保安は絶対後退しないというのは当然でございますけれども、むしろ新規事業者、新しいプレイヤーの方が入ってこられますので、新しいプレイヤーの新しい御知見を踏まえて、さらに保安が向上するよというということでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○倉渕座長　ありがとうございます。事務局から、今後の進め方について説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　倉渕座長初め委員の皆様におかれましては、これまでの御議論に大変感謝いたします。

本日御審議いただきました中間的整理については、三木審議官から話がありましたように、来週の「ガス安全小委員会」で報告する予定になってございます。

また、本日の議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページ上に公開したいと考えています。議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で公開することを予定しております。追って事務局より確認依頼をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○倉渕座長　本日は、委員の皆様にご活発な御議論をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

——了——